

第1期 王寺町地域福祉活動計画

【平成29年度～平成32年度】



平成29年3月

社会福祉法人 王寺町社会福祉協議会

はじめに

現在の日本社会は、少子高齢化が一層進行する中で、核家族世帯、ひとり暮らし世帯の増加などにより住民同士のつながりが希薄化するなど、福祉を取り巻く社会環境が変化してきております。本町においても、従来の福祉制度だけでは十分に対応しきれない課題が表面化しているため、王寺町は平成28年3月に「王寺町地域福祉計画」を策定しました。この計画は王寺町の地域福祉に対する基本的な方針を示したのですが、今回、社会福祉協議会において当事者である住民の皆様や関係団体、関係機関が地域福祉の向上のために具体的にどういった活動を行っていくのかという行動計画（アクションプラン）として、平成29年度から平成32年度までの4年間を計画期間とする「王寺町地域福祉活動計画」を策定しました。



社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中核としての役割を持つ団体として位置付けられており、地域での問題解決のため、行政や関係機関と連携して困りごとがある人を発見し地域住民が主体的に問題解決に関われるよう支援していくことが求められています。そのため王寺町社会福祉協議会では、高齢者等の外出支援や見守り活動の一環として「ふれあい・いきいきサロン」活動を推進し、地域とのつながりができる場所づくり、困りごとを気軽に相談できるような関係づくりに取り組んでいます。

「王寺町地域福祉活動計画」は「王寺町地域福祉計画」との整合性を図りつつ2つの計画が車の両輪のような関係となって一体的に、支え合い、助け合える地域福祉を目指します。計画を実行していくためには地域福祉の当事者である住民の皆様一人ひとりのご支援、ご協力が欠かせません。今後もお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただいた王寺町地域福祉活動計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

社会福祉法人王寺町社会福祉協議会
会長 平井 康之

目次

第1章	総論	1
	1. 地域福祉活動計画とは	2
	2. 計画策定の背景	3
	3. 計画の期間	4
	4. 計画の基本的考え方	5
	5. 計画の策定方法と策定委員会	6
第2章	王寺町の概要	7
	1. 地区（自治連合会別）エリアマップ	8
	2. 人口動態	9
	3. 介護保険	10
	4. 障害者福祉	11
	5. 生活保護	11
	6. 地区（自治連合会）別の人口・世帯・高齢化率などの状況	12
第3章	王寺町社会福祉協議会における現状と課題	13
	1. 社会福祉協議会とは	14
	2. 「小さな拠点づくり事業」の現状と課題	15
	3. 福祉サービス利用援助事業の現状と課題	15
	4. ボランティア情報一元化事業の現状と課題	16
第4章	目標達成のための取り組み	17
	基本目標1 ふれあい、生きがいをもてる居場所づくり	21
	基本目標2 地域を支える人づくり	24
	基本目標3 助け合い・支え合いのつながりづくり	26
第5章	王寺町社会福祉協議会の基盤強化	31
	1. 社会福祉協議会の周知	32
	2. 事務局体制の強化	32
第6章	地域福祉活動計画の推進	33
	1. 計画の進行管理	34
	2. 計画の周知・広報	34
資料編		35
	1. 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	36
	2. 策定委員会委員名簿	38
	3. 地域福祉活動計画策定経過	39
	4. 団体ヒアリング結果	40
	5. 学校における福祉教育（福祉活動）の取り組みに関する調査結果の概要	42
	6. 王寺町地域福祉活動計画の策定に関する諮問書・答申書	46
	7. 用語説明	50



第1章

総論



第1章 総論

1. 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉協議会だけではなく地域住民やさまざまな福祉活動を行う団体などとの「協働計画」の性格を持ち、それぞれが「地域福祉活動の担い手」として主体的に策定に参画する民間の活動計画です。

したがって、さまざまな活動を通してその現状と課題を明らかにし、子どもから高齢者まで地域住民一人ひとりが福祉を自分達の問題としてとらえ、より良い地域社会の構築をめざすことを目的に地域福祉活動計画を策定します。

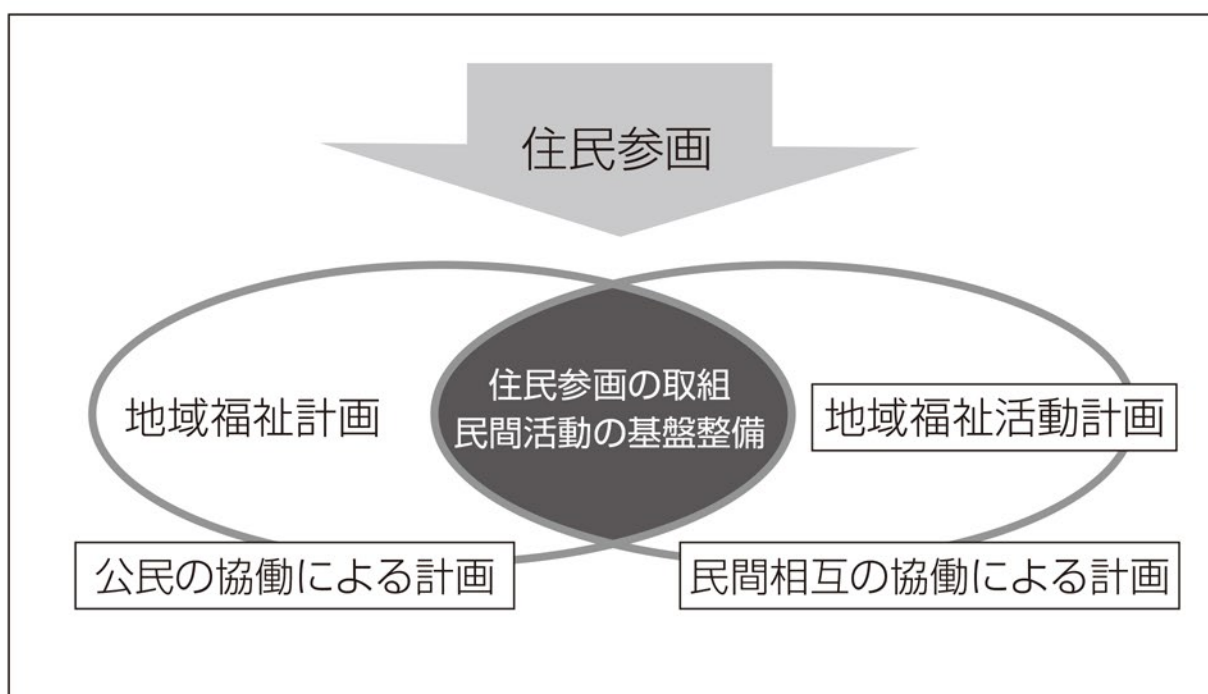


「地域福祉活動計画」・「地域福祉計画」の違い

「地域福祉活動計画」は…

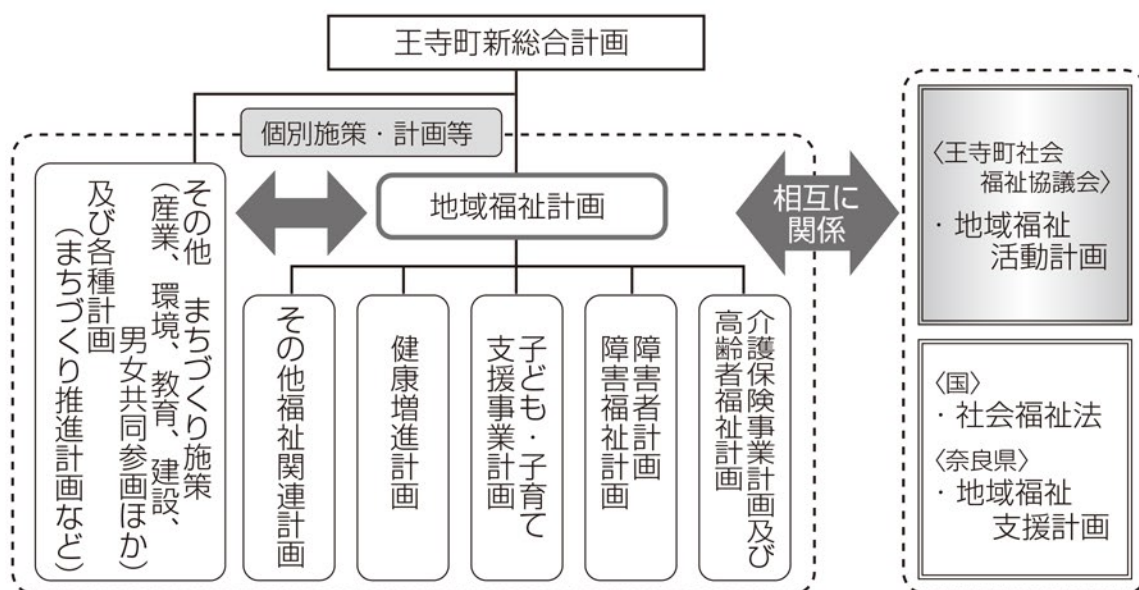
わが“まち”の生活・福祉課題の解決に向けた地域住民、当事者、ボランティア、NPO、民間福祉関係者などと社会福祉協議会とでつくる“福祉のまちづくり”の民間の行動計画（アクションプラン）です。

社会福祉協議会は計画策定の呼びかけ役であり、計画の「主体」は地域住民やボランティア、福祉関係者なども含みます。



「地域福祉計画」は…

社会福祉法第107条（下段参照）の規定に基づき、住民にもっとも身近な市町村が、地域福祉活動の主体である住民などの参加を得ながら、地域のさまざまな福祉課題を明らかにし、その解決に向けた方針等を整理する行政計画です。



第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2. 計画策定の背景

昨今の地域社会では、個々の価値観や考え方、ライフスタイルが多様化する中、家庭や地域のなかでお互いに助け合う機能が弱まったり、地域住民同士のつきあいが少なくなっているなど、関係性が希薄化しているため、SOSを出せない人、出さない人、SOSそのものに気づいていない人などへ、福祉サービスが充分届いていない現状があります。

このような現状を踏まえ、国は、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢、児童、障害、生活困窮、雇用に対する支援が一体的に提供される『地域共生社会（P4 参照）』の実現をめざしています。

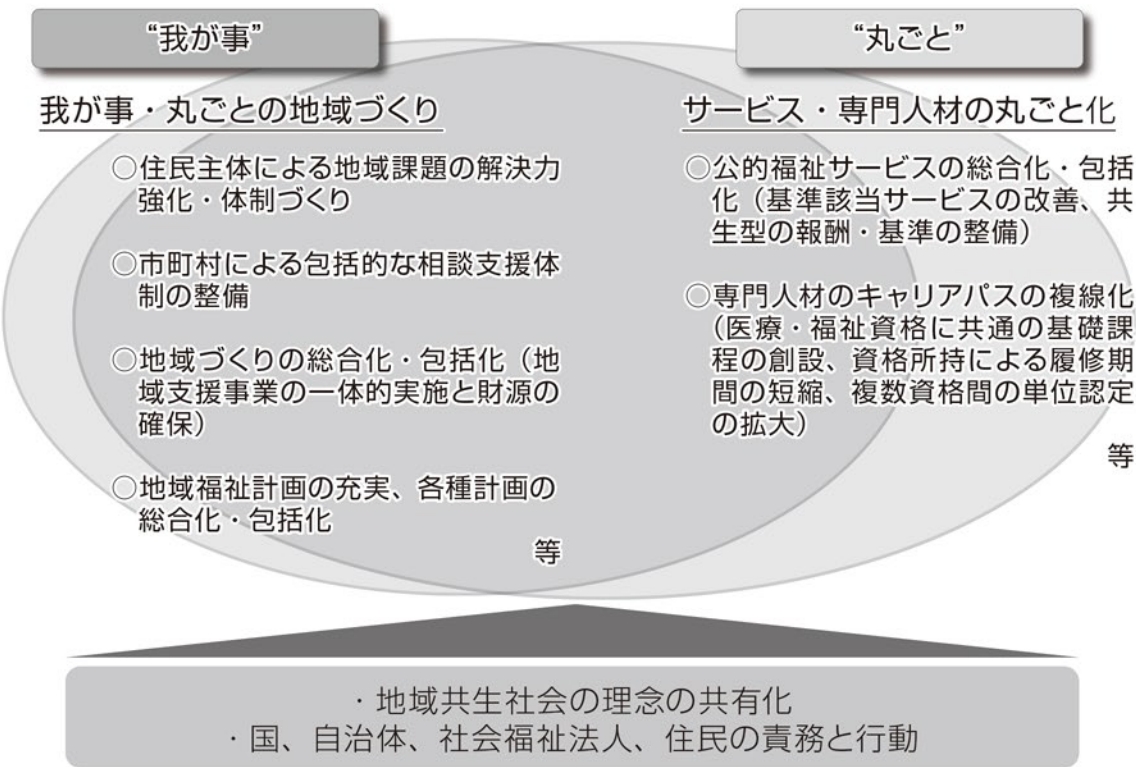
つまり、介護や医療などの専門職だけにとどまらず、地域住民も役割を持って「支え合い・助け合い・つながり合う」福祉のまちづくりをめざしているのです。

そこで、これからの地域福祉活動を推進するためには、地域で生活していくうえでの様々な問題点を、町社協をはじめ地域住民や関係団体、行政などが情報を共有し、「自分たちに何ができるのか」「どうすればできるのか」を共に考え、実践するためのネットワークの構築をめざす必要があることから、この計画を策定するに至りました。

地域共生社会のイメージ図



「地域共生社会」実現の全体像イメージ



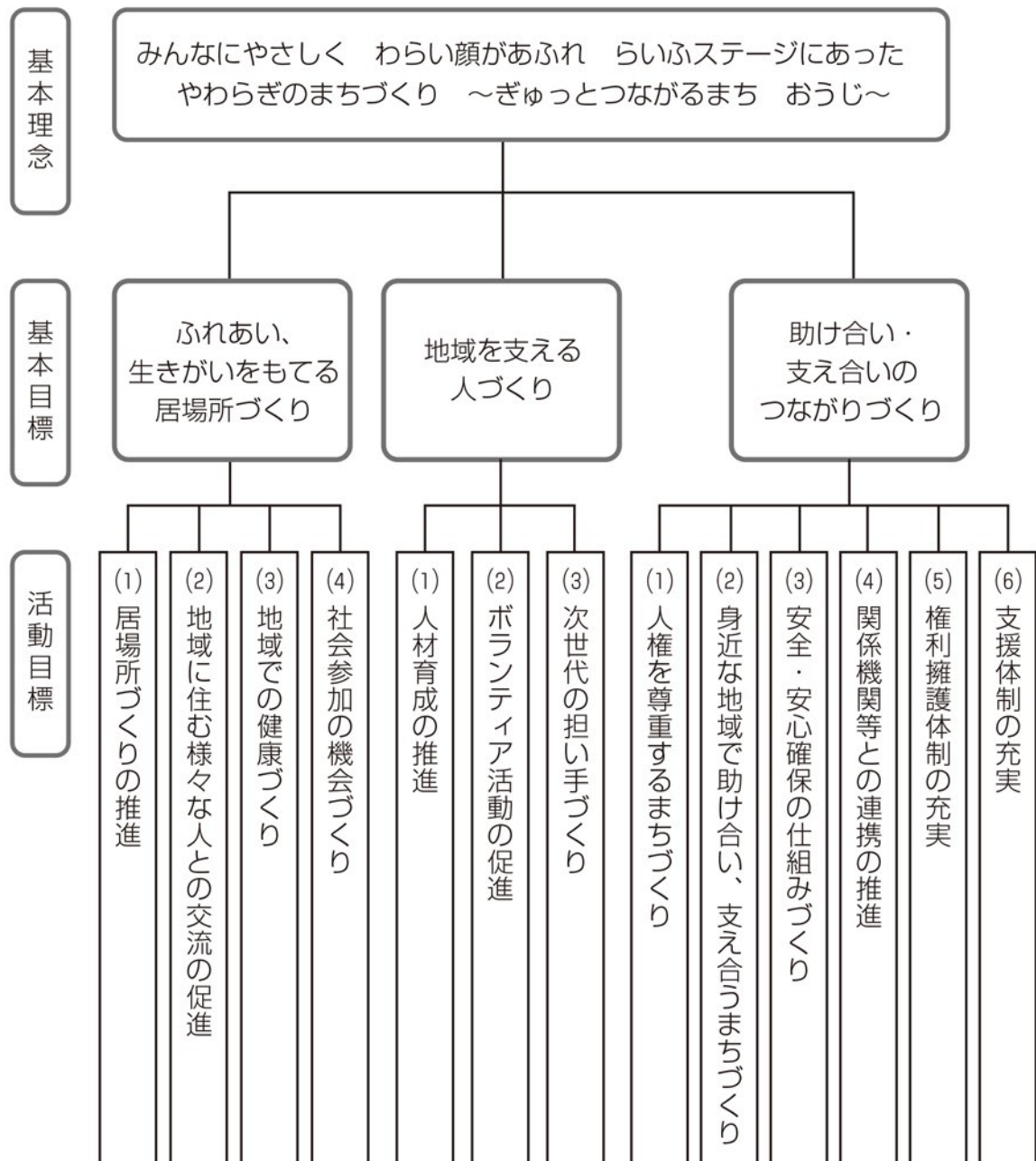
3. 計画の期間

この計画は、平成29年度から平成32年度までとし、平成33年度からは「王寺町地域福祉計画」と並行して策定していくことを予定しています。なお、必要に応じて随時見直しを行い、その時々の変化に対応するものとします。

年 度	28	29	30	31	32	33	34	35
地域福祉計画			第1期				第2期	
地域福祉活動計画			第1期				第2期	

4. 計画の基本的考え方

策定にあたっての基本的な考え方としては、王寺町が策定した地域福祉計画と一体となり、相互に連携を図りながら策定することが重要とされていることから、下記のとおり王寺町の第1期地域福祉計画で示された基本理念・基本目標・活動目標を共有しながら実践的計画として策定しました。



5. 計画の策定方法と策定委員会

この計画は、王寺町社会福祉協議会が設置した策定委員会に計画の策定を諮問し、策定委員会は、事務局が作成する具体的な計画の原案などを審議した上で、会長に答申しました。

策定委員会の構成メンバーは、「王寺町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱」の別表で定めた構成団体から選出し、14名で組織しました。





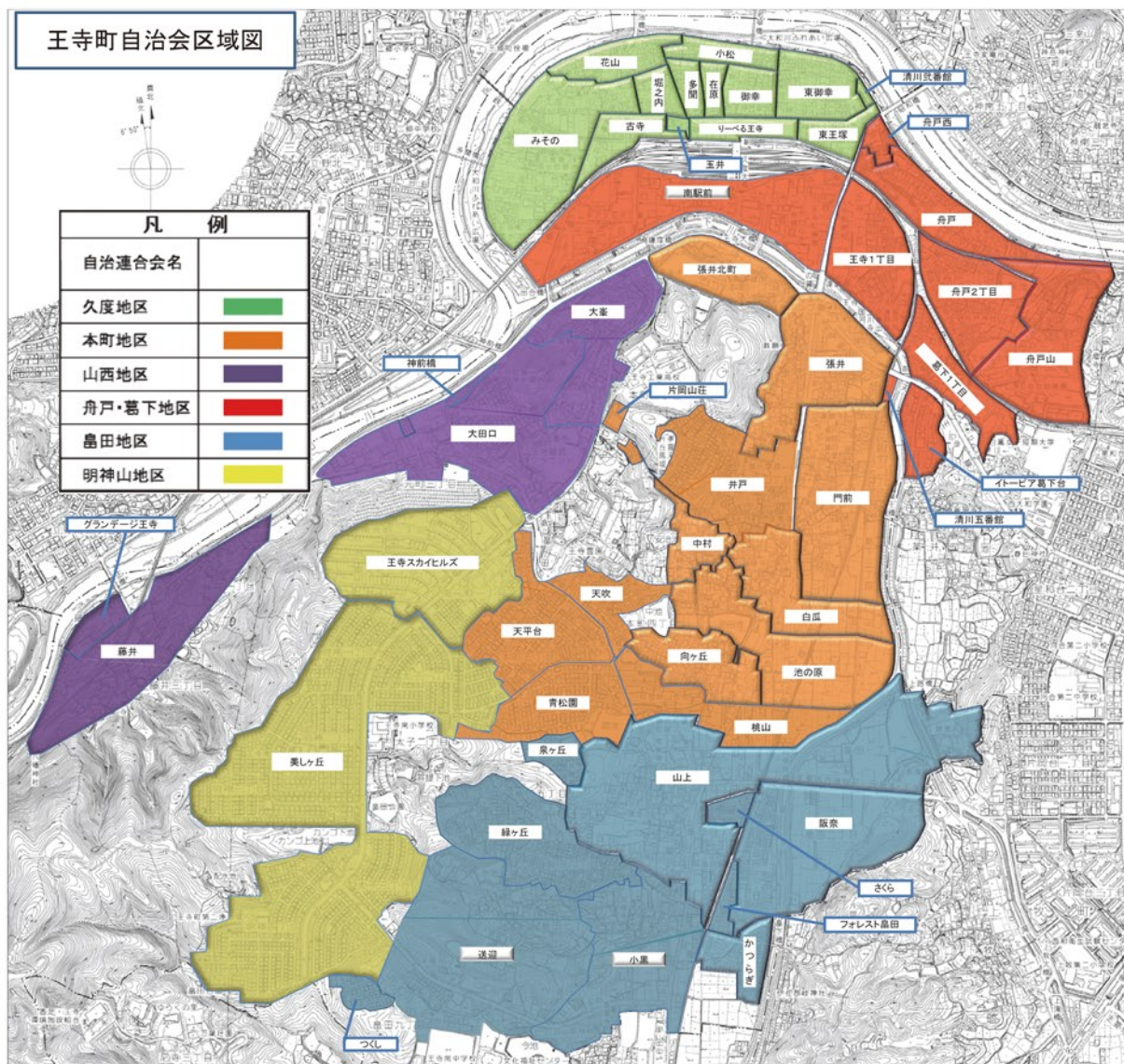
第 2 章

王寺町の概要



第2章 王寺町の概要

1. 地区（自治連合会別）エリアマップ

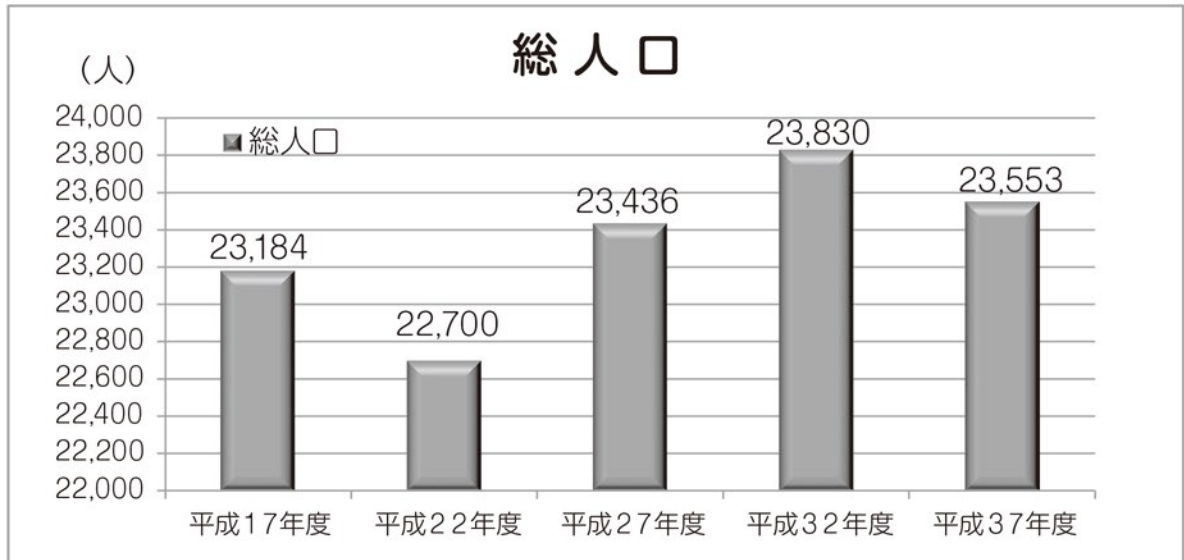


2. 人口動態

・人口

王寺町の人口は、平成 22 年までは、減少していましたが、宅地開発の影響を受け増加傾向にあります。しかし、平成 32 年をピークに、その後は減少が予測されています。

<人口の推移>

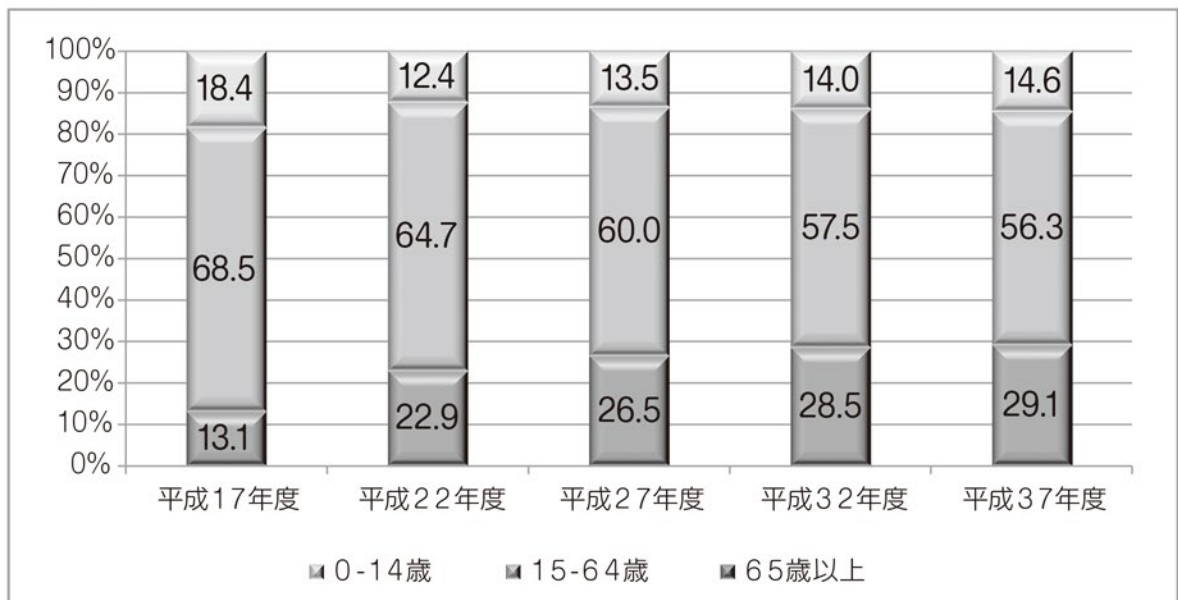


* H17・22・27年は10月1日人口、H32・37年は推計人口

出典：政策推進課

人口構成では、65歳以上の高齢人口割合が年々増加しており、今後も増加が見込まれます。

<年齢3区分人口の推移>



* H17・22・27年は10月1日人口、H32・37年は推計人口

出典：政策推進課

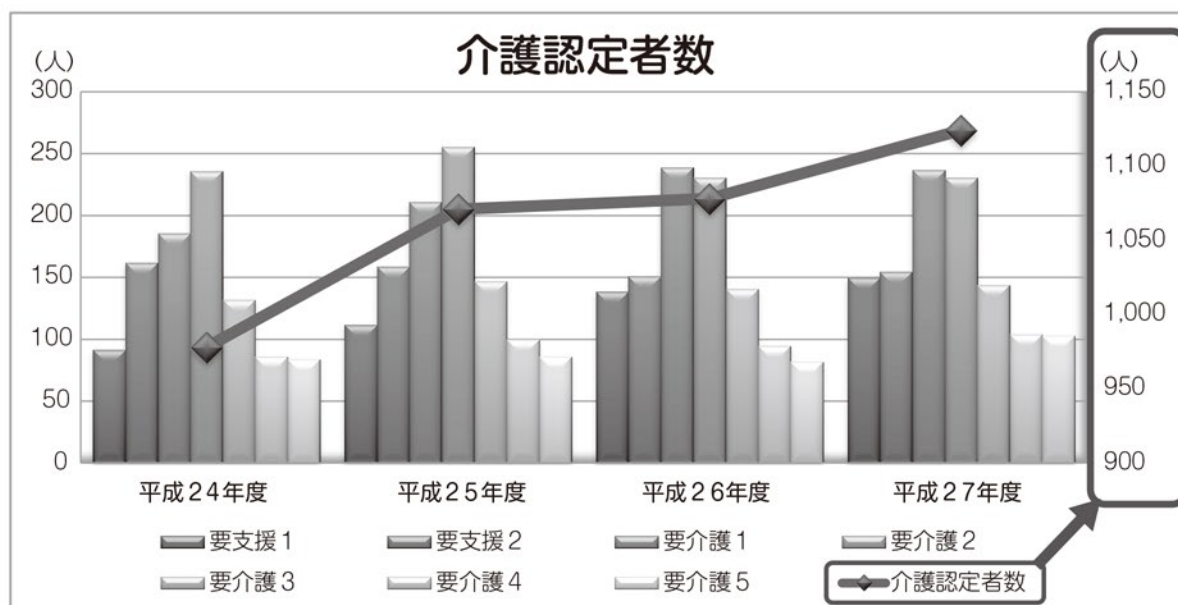
3. 介護保険

・要介護認定者数の推移

平成24年の978人から平成25年には、1,071人へと総数が急増しています。平成27年の内訳をみると「要介護1」の人の割合が全体の21.1%を占め、最も多くなっています。また、「要支援1・2」で27%あまりとなっています。

区 分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
要支援1	人 数	92	112	139	150
	構成比	9.4%	10.5%	12.9%	13.4%
要支援2	人 数	162	159	151	155
	構成比	16.6%	14.9%	14.0%	13.8%
要介護1	人 数	186	211	239	237
	構成比	19.0%	19.7%	22.2%	21.1%
要介護2	人 数	236	256	231	231
	構成比	24.1%	23.9%	21.4%	20.5%
要介護3	人 数	132	147	141	144
	構成比	13.5%	13.7%	13.1%	12.8%
要介護4	人 数	86	100	95	104
	構成比	8.8%	9.3%	8.8%	9.2%
要介護5	人 数	84	86	82	103
	構成比	8.6%	8.0%	7.6%	9.2%
認定者総数(合計)		978	1,071	1,078	1,124
第1号被保険者数		5,637	5,924	6,119	6,316

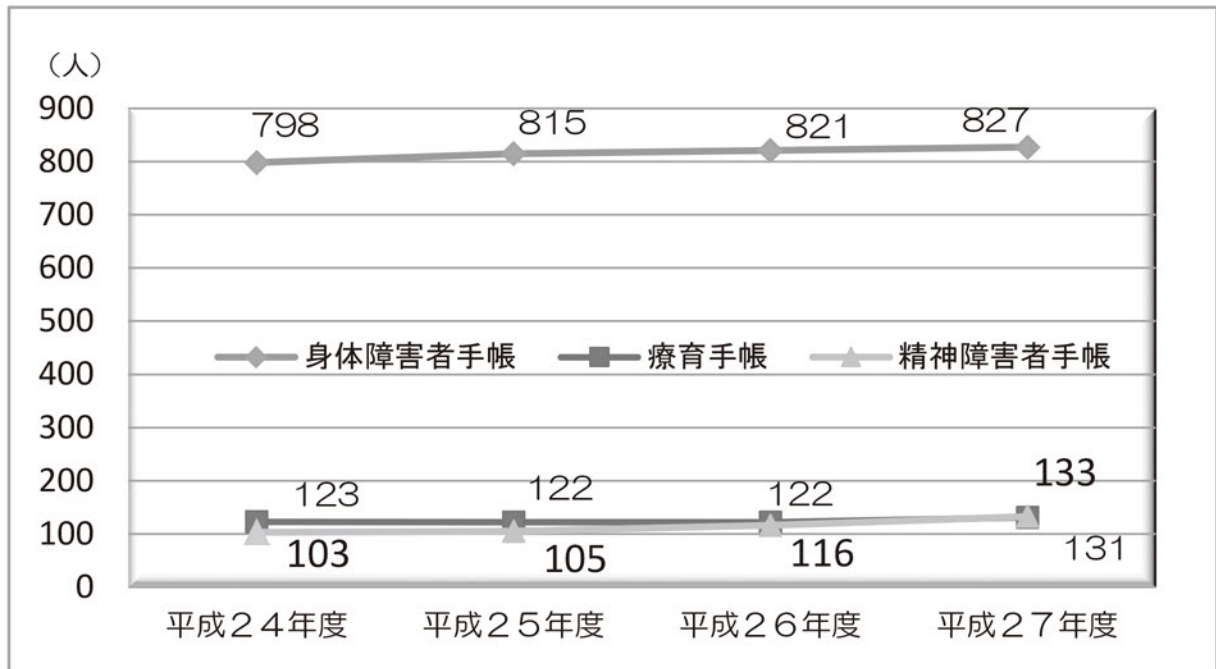
出典：福祉介護課（各年10月現在）「認定率」は第1号被保険者に占める要介護認定者の割合



出典：福祉介護課（各年10月現在）

4. 障害者福祉

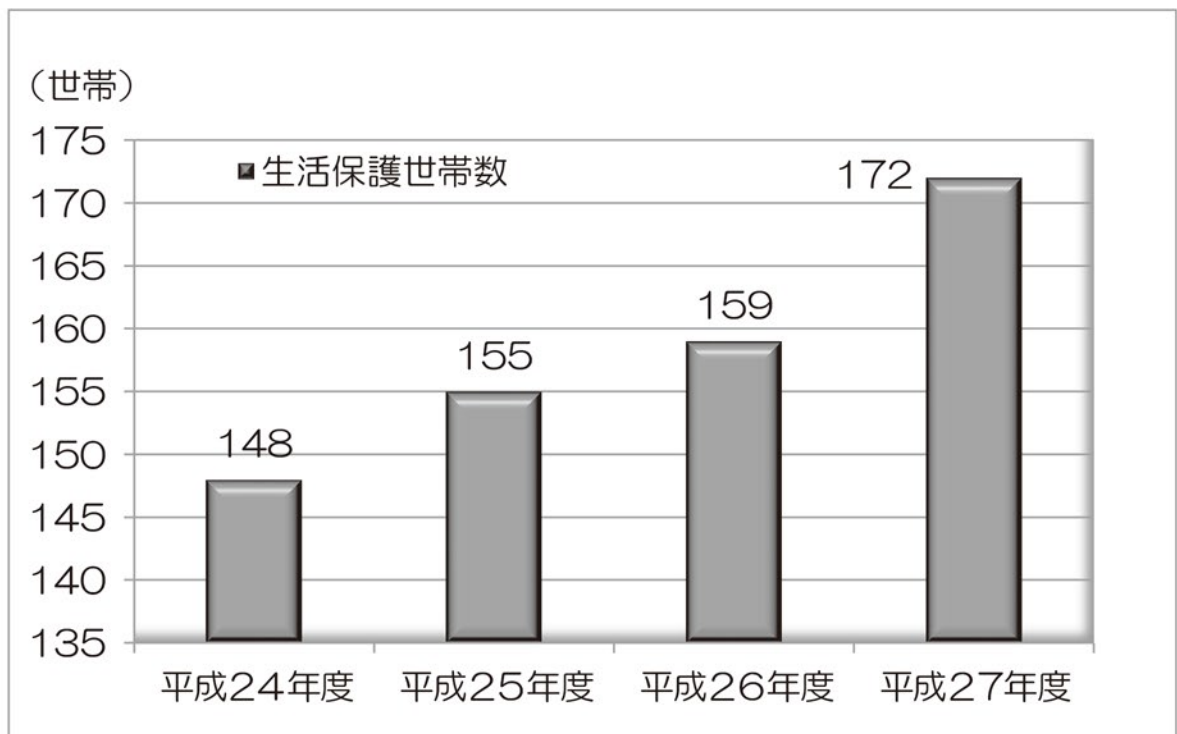
＜障害者手帳所持者の推移＞



出典：福祉介護課（各年3月31日現在）

5. 生活保護

＜生活保護世帯数の状況＞



6. 地区（自治連合会別）の人口・世帯・高齢化率などの状況 （平成28年現在）

資料：王寺町

久度地区	
・人口	3,653 人
・世帯	1,722 世帯
・65 歳以上	941 人
・高齢化率	2 6 %
・自治会	13 団体
・老人クラブ	10 団体
・子ども会	7 団体
・民生児童委員	11 人
・集会所	4 箇所

本町地区	
・人口	5,315 人
・世帯	2,238 世帯
・65 歳以上	1597 人
・高齢化率	30%
・自治会	14 団体
・老人クラブ	11 団体
・子ども会	9 団体
・民生児童委員	10 人
・集会所	11 箇所

山西地区	
・人口	1,581 人
・世帯	632 世帯
・65 歳以上	368 人
・高齢化率	2 3 %
・自治会	5 団体
・老人クラブ	2 団体
・子ども会	3 団体
・民生児童委員	3 人
・集会所	5 箇所

舟戸・葛下地区	
・人口	3,572 人
・世帯	1,680 世帯
・65 歳以上	792 人
・高齢化率	2 2 %
・自治会	8 団体
・老人クラブ	5 団体
・子ども会	6 団体
・民生児童委員	5 人
・集会所	7 箇所

畠田地区	
・人口	4,007 人
・世帯	1,678 世帯
・65 歳以上	1,222 人
・高齢化率	3 0 %
・自治会	10 団体
・老人クラブ	7 団体
・子ども会	8 団体
・民生児童委員	7 人
・集会所	6 箇所

明神山地区	
・人口	5,376 人
・世帯	2,008 世帯
・65 歳以上	1,418 人
・高齢化率	2 6 %
・自治会	2 団体
・老人クラブ	1 団体
・子ども会	9 団体
・民生児童委員	6 人
・集会所	2 箇所

※人口、世帯、自治会、老人クラブは平成28年3月末、子ども会は平成28年7月、民生児童委員は平成28年12月現在の定数。

地域には、自治会や老人クラブの活動など、公民館や集会所を利用してご近所さんと交流できる居場所がいっぱいあるのに、家に閉じこもっていたらもったいないわね。





第3章

王寺町社会福祉協議会における 現状と課題



第3章 王寺町社会福祉協議会における現状と課題

1. 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、通称「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。

「住み慣れた地域で、安心して家族や友人とともにいつまでも暮らしたい」これは、多くの人々の共通の願いです。

社協はこうした願いをかなえるために、地域住民や各種団体(団体・機関・福祉施設など)と話し合い、協力し合い総合的な福祉の推進を図るために設置された民間の福祉団体です。

地域福祉を推進する専門機関として、全国の都道府県・指定都市・市区町村に設置され、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」に公共性と自主性をもって取り組んでいます。

平成12年に施行された社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確化されました。(下記参照)

そのため、王寺町社会福祉協議会は福祉のまちづくりを推進するにあたり、「小さな拠点づくり事業」「福祉サービス利用援助事業」「ボランティア情報一元化事業」の3つの柱を中心に、地域福祉の総合的発展をめざしています。

しかしながら、王寺町が行った住民アンケートによると、社協そのものを知らない方や、名前は知っているが何をしている団体なのかわからない方が、まだまだ数多くおられるのが現状です。

したがって、子どもから高齢者まで多くの方々に社協の存在を知っていただくために、あらゆる方法を用いて普及啓発に努め、住民や各種団体、行政などと連携した福祉活動を展開しなければならないと考えています。



社会福祉協議会の役割（社会福祉法第109条に規定）

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2. 「小さな拠点づくり事業」の現状と課題

少子高齢化がますます深刻化しているなかで、地域住民のつながりの希薄化が懸念されています。

現在、王寺町内では6か所の地区（自治連合会）をはじめ、子ども会、老人クラブ連合会などの組織が中心となり、様々な地域行事を実施しておられます。

さらに、町内35か所の自治会館、公民館又は集会所では、各々住民が趣味を同じくするクラブを中心に人とつながりをもつ活動が展開されており、高齢者の閉じこもり予防やいきがいの場となっています。

町社協では、外出支援や見守り活動の一環として「ふれあい・いきいきサロン」（以下、「サロン」と言います。）活動を推進しており、自治会や老人クラブが主体となったサロン活動が各地域で広がりつつあります。「サロン」に対しては、レクリエーション道具の貸出しや助成金交付など運営の支援を行うとともに、未実施の自治会に対しては、ボランティアグループサロンやすらぎの出張サロンを行うなど、「サロン」を始めるサポートに努めています。

王寺町では、地域コミュニティの活性化を通して、暮らしの安心を守る小さな拠点づくり推進事業に奈良県と協働で取り組んでおり、集いの場・交流の仕組みづくり（集い機能）、生活上の困りごとを相談できる場、地域で見守る体制づくり（相談・訪問機能）、地域住民の日常生活を支える仕組みづくり（生活支援機能）を行い、この取り組みの成果を町内に広めるとともに、これからの小さな拠点づくりの担い手の発掘や育成、各種団体が安定した活動を継続できる基盤強化を図ることが、今後の課題でもあります。



3. 福祉サービス利用援助事業の現状と課題

町社協では日常生活自立支援事業における福祉サービス利用援助事業を行っています。

福祉サービス利用援助事業では、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分ではあるものの、契約内容を理解し意思確認できる人に対し、福祉サービスの利用に関する情報提供や助言、手続きの援助、日常的な金銭管理、福祉サービスの利用料や公共料金の支払いなどの援助を行うことによって、地域における利用者の自立した生活を支援しています。

しかしながら、町民の方はもとより、直接支援を行う介護者や関係者に制度の趣旨が行きわたっていない現状があります。

必要とする人に適切な支援を提供するために、この事業をできるだけ広く周知し、町民の方々の理解を深めていくことが、今後の課題であると言えます。

4. ボランティア情報一元化事業の現状と課題

ボランティア活動は地域福祉活動へ住民が参加する身近な手段であり、ボランティアは福祉活動の担い手として欠かせない存在です。

王寺町でも多くの住民が、様々な活動を行っておられますが、団体の構成メンバーが固定化・高齢化してきています。また、ボランティア活動についての理解や関心をもち参加意欲のある方が、やってみたいと思う活動と出会いにくいという声を聞いています。

現在も、社会福祉協議会では、ボランティア入門養成講座の紹介をはじめ、障害児・者、高齢者、児童青少年などを対象としたボランティア活動、環境問題に取り組むボランティア活動など、福祉のまちづくりを推進するための幅広いボランティア活動の連絡・調整などの支援を行っています。

今後は、多様化する住民の福祉ニーズを丁寧にキャッチしながら、新規ボランティアの養成ときっかけづくりに努め、ボランティアが「活躍できる場」を提供するとともに情報を発信していく必要があります。

また、安全にボランティア活動を行うためのボランティア活動保険加入受付も行っていますが、加入者が少ないため更に啓発活動を行う必要があります。

このように、老若男女を問わずすべての住民にボランティアに関する情報を届けるため、より効果的な広報活動を行うことが課題です。

また、近年の気候の変動に伴う自然災害や人的災害などの発生時に、町から要請を受けて設置する災害ボランティアセンターにおいても、被災地の支援を効果的に行えるよう、運営マニュアルの整備を進めていくことなども課題と言えます。





第4章

目標達成のための取り組み



第4章 目標達成のための取り組み

本章では、町の地域福祉計画で示された基本理念を実現するために、基本目標・活動目標を共有しながら実践的に活動している取り組みを示しています。

基本目標の達成には、町社協のみならず、地域における住民、自治会、民生児童委員協議会、各種障害当事者および関係団体、福祉サービス提供事業所、行政機関などとの連携・協働が不可欠となります。

こうした連携・協働の仕組みづくり（ネットワーク）を通して、計画の推進に努めます。

基本理念

みんなにやさしく
わらい顔があふれ
らいつステージにあった
やわらぎのまちづくり
～ぎゅっとつながるまち おうじ～

計画の体系

基本目標	活動目標	具体的な取り組み
ふれあい、生きがいをもてる居場所づくり	(1) 居場所づくりの推進	サロン活動の運営を支援。
		放課後や夏休み等の子どもの居場所づくりを支援。
		誰もが安全かつ容易に集会所等を利用できる支援。
	(2) 地域に住む様々な人との交流の促進	子ども、若者、高齢者、障害者等、地域の様々な人が参加し、交流できるような機会を企画、情報提供。
		地域や団体が企画する行事との連携、協働を推進。
		高齢者、障害者等の外出を支援。
		地域の伝統行事や催し等の継承・発展。
	(3) 地域での健康づくり	地域で取り組む健康づくり等、住民が協働して取り組める活動を支援し、住民同士の交流を促進。
		子どもから高齢者まで、スポーツを核として住民同士の語らいの場や健康づくりの場として多様なスポーツプログラムを提供。
	(4) 社会参加の機会づくり	地域で取り組む健康づくり等、住民が協働して取り組める活動を支援し、住民同士の交流を促進。
		シルバー人材センターと連携した高齢者の働く場の確保。
		障害者が能力や適正に応じて働くことのできる場の確保。
基本目標	活動目標	具体的な取り組み
地域を支える人づくり	(1) 人材育成の推進	認知症サポーター養成の推進。
		地域コミュニティの核である自治連合会の運営を支援。
		福祉職希望者への情報提供や就職支援による福祉人材の確保。
	(2) ボランティア活動の促進	ボランティア団体やNPO等に対し、活動拠点や活動場所の提供。
		住民と行政が一体となり、住みよい地域社会を目指しての地域の環境美化活動。
		ボランティアに関する情報提供の充実。
	(3) 次世代の担い手づくり	学校や保健センター、幼稚園、保育所（園）等と連携し、子どもの健やかな成長を支援。
		放課後や夏休み等の子どもの居場所づくりを支援。
		児童の学力、学習意欲の向上を図り、地域の教育力を強化。
		学校等と連携し、青少年の健やかな成長を支援。

基本目標	活動目標	具体的な取り組み
助け合い・支え合い のつながりづくり	(1) 人権を尊重するまちづくり	人権啓発のための講演会や学習会等を開催し、住民の人権意識の向上を推進。
		人権擁護委員の活動支援、人権擁護委員による相談事業の推進。
		児童や高齢者、障害者等への虐待防止、DV防止に向けた啓発。
		様々な機会における人権、福祉の意識向上。
		男女共同参画推進のための講演会や学習会等を開催し、あらゆる分野で男女が協同で参画できる社会づくりを推進。
	(2) 身近な地域で助け合い、 支え合うまちづくり	地域と連携しての挨拶・声かけ運動。
		支援が必要な状態になる可能性の高い高齢者の把握。
		地域住民の見守りを強化するため、介護事業所等が行う安否確認活動との連携を推進。
		生活支援サービスの提供を通じ、ひとり暮らし高齢者等の安否確認や孤立防止への取り組みを推進。
		自治会活動等に関する情報の提供、案内を行い、自治会の加入促進支援。
		情報のバリアフリー化を推進し、ボランティア等と連携しながら、障害者や外国人等に配慮した情報提供。
		子ども会、自治会、老人会等の個々の取り組みをつなぎ、世代間交流を促進。
	(3) 安全・安心確保の仕組みづくり	地域の防犯意識高揚を図る啓発。
		地域における自主防犯組織の設置と地域防犯活動の支援。
		「王寺町地域防災計画」に基づく自主防災組織の設立支援。
		災害発生時に的確な判断で迅速に行動できるように、住民・事業者・町による防災訓練の実施。
		災害時避難行動要支援者の把握。
		ひとり暮らしや、家族不在時に病院搬送された場合、救急隊員や医療機関での適切で迅速な救急活動が行える仕組みづくり。
		福祉避難所を整備し、障害者等が利用できる避難所の確保。
		空き家の所有者に適正管理を呼びかけ、地域の保安や景観維持。
		高齢者や障害者、子ども等に配慮したまちづくりを推進するため、道路の安全確保。
		生活道路や幹線道路の安全環境の整備や信号機の設置について、関係機関へ要望。
	(4) 関係機関等との連携の推進	交通安全教室や街頭啓発、看板設置、交通量の多い横断歩道への交通安全指導委員の配置等、住民の交通安全意識の向上。
		各種相談員や地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障害者就業・生活支援センター等の地域における身近な相談窓口の周知・充実。
		各種福祉分野の専門相談機関と、各保健・医療分野の専門相談機関の連携等による機能の充実。
		地域の民生児童委員について周知を図り、相談活動の充実。
		消費者に必要な情報提供や被害救済のための情報あつせん。消費者被害情報を収集し、消費者庁に一元化。
		町職員の自治会活動への積極的参加促進。
		生活上の困難を抱える人に対し、生活の安定が図れるように、困窮の程度に応じたきめ細かな対応を推進。
		対応が難しい事例について、ケアマネジャーや医療機関等が連携し、課題解決に向けて対応策を検討。
		地域住民が身近な視点で心配ごとに関する相談対応。

基本目標	活動目標	具体的な取り組み
助け合い・支え合い のつながりづくり	(5) 権利擁護体制の充実	地域包括支援センター、障害者生活支援センター、社会福祉協議会と連携して、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度等の関連制度の周知、情報提供。
		女性の不安や悩み等に対する相談体制を充実するとともに、関係機関と連携し、DVの相談・支援体制を充実。
		子ども、高齢者、障害者等の虐待防止に向けて、県や警察、地域の関係機関等と連携し、早期発見・早期対応できる体制づくり。
	(6) 支援体制の充実	地域包括支援センター等の各種相談窓口で介護に関する総合的な相談対応の充実。
		介護サービス提供者の情報公開や必要に応じた事業所の指導。
		介護サービス事業所職員やサービス提供者の研修の充実。
		利用者に的確なサービスを提供できるよう、状況に応じて調整を行うなど、総合的なケアマネジメント体制の整備。
		医療費の支給助成や保育料等の軽減、各種手当等を支給するなどの支援を充実。
		要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費の支給や経済的に困難な家庭の児童の就学を支援。
		広報紙やパンフレット、インターネット等様々な媒体を活用した福祉サービスの情報提供。
		福祉制度や保険制度等の社会保障に関する制度について、地域や住民の活動の場に出向いての説明会等を開催。
		誰もが必要な情報を入手することができるよう情報提供体制の充実を図り、情報格差の解消を検討。
		生活上の困難を抱える人に対し、生活の安定が図れるように、困窮の程度に応じたきめ細かな対応を推進。



基本目標 1 ふれあい、生きがいをもてる居場所づくり

【現状と課題】

地域福祉活動の推進は自治会活動が基本となります。王寺町は、平成26年度の自治会加入率は91.6%となっており、高い自治会加入率を維持しています。

自治会などを単位とした交流活動は、様々な場所で行われていますが、地域で子どもや高齢者を対象とした交流会を企画する際、地域の実情によって差はあるものの、運営する役員や後継者・協力者の不足や、行事への参加が少ない方への呼びかけ方などが、問題意識として挙がっています。

そこで、少しでも地域福祉に関心のある方々に、生きがいをもって生活してもらえる場所、また、困りごとに直面した時には、気軽に相談できるような関係をつくる場所が、身近にあればいいなという課題がみえてきました。

(1) 居場所づくりの推進

【取り組みの方向性】

少子高齢化や核家族化、ひとり暮らし世帯の増加などにより、地域とのつながりが希薄になり、自宅に閉じこもりがちになったり、孤立してしまう方がいらっしゃいます。

外出のきっかけづくりとしてサロン活動への参加を促すとともに、様々な催しへの参加が見守りや支援を必要とする方の様子を把握する機会となるようにします。

取り組みの主体 【民間】	主な取り組み内容
地域住民	自治会活動、サロン活動へ積極的な参画。 特技ボランティアとして参加。
自治会（自治連合会）	自治会行事、自治会館・公民館での交流活動の促進。
老人クラブ（老人クラブ連合会） 婦人会 子ども会	各種クラブ活動、季節行事、役員会。
ボランティアグループ	サロン活動運営・子ども食堂運営。
福祉作業所ポエム なないろサーカス団	サロンの催し協力「大正琴演奏」・「作品展示」など
王寺町社会福祉協議会	助成金などサロン活動担い手への支援、町事業の情報提供。

【町（行政）】	
王寺町（福祉介護課） 王寺町（政策推進課）	小さな拠点づくり推進事業。 地域集会所等建設にかかる補助。

(2) 地域に住む様々な人との交流の促進

【取り組みの方向性】

日頃から隣近所で挨拶を交わしたり、ちょっとした立ち話をするなど住民同士が顔の見える関係をつくり、困りごとが生じたときや災害発生等の緊急時にはお互い助け合い、支え合える関係づくりを推進しています。

また、誰もがいつでも行きたい場所へ出かけ、様々な人と交流を楽しむことができるまちづくりを目指します。

取り組みの主体 【民間】	主な取り組み内容
地域住民	ご近所誘い合っのイベント・行事への参加。
自治会（自治連合会） 老人クラブ（老人クラブ連合会） 子ども会	イベント・自治会活動・防災・防犯意識啓発を通じて、身近な地域での「つながり」づくりを実施。
王寺町社会福祉協議会	「社会福祉まつり」、「ふれあい町民のど自慢大会」などの実施と住民への情報提供。
【町（行政）】	
王寺町（生涯学習課）	「地域ぐるみ児童・生徒健全育成事業」の実施。 「子育て広場（すくすく広場・どんぐり）」、住民主体のボランティアによる交流の実施。 小さな拠点づくり推進事業。高齢者、障害者等の外出支援の実施。 王寺観光ボランティアガイドの会と連携したイベントの実施。
王寺町（保健センター）	
王寺町（福祉介護課）	
王寺町（地域交流課）	

(3) 地域での健康づくり

【取り組みの方向性】

いつまでも安心していきいきと暮らすために、健康づくりを通じた住民同士のつながりづくりを支援し、世代間交流を図るとともに、地域参加のきっかけづくりとしても健康づくりを推進します。

取り組みの主体 【民間】	主な取り組み内容
地域住民	自らの健康づくりを持続するため、様々なグループ活動への参画。
自治会（自治連合会） 老人クラブ（老人クラブ連合会） 子ども会 身体障害者協会等（障害者団体）	地域で取り組む健康づくり、各種スポーツ大会への参加。
王寺町社会福祉協議会	健康講座等を企画実施。 老人クラブ、障害者団体等の活動支援。
【町（行政）】	
王寺町（生涯学習課）	子どもから高齢者まで、スポーツを核として住民同士の語らいや健康づくりの場である「やわらぎトラスト」の実施。 地域で取り組む健康づくりとして「いきいき健康サロン」などを実施。
王寺町（保健センター）	

(4) 社会参加の機会づくり

【取り組みの方向性】

高齢であったり、障害があっても、本人の意欲や希望に応じて一人ひとりの能力を活かしながら働くこと、活動することができるように支援します。

取り組みの主体 【民間】	主な取り組み内容
地域住民	王寺町シルバー人材センターへの参加、活動支援。
自治会（自治連合会）	王寺町シルバー人材センターへの活動支援。
身体障害者協会 肢体不自由児・者父母の会 手をつなぐ育成会 福祉作業所ポエム なないろサーカス団	障害者が能力や適正に応じて働く（社会参加する）ための必要な支援を行う。（就労支援） 例）「雪丸カフェ ポエム」、「雪丸関連グッズ販売」
王寺町シルバー人材センター	高齢者が能力や適正に応じて働くことのできる場の確保。
王寺町社会福祉協議会	「王寺町社協出前講座」の開催や障害者・高齢者の活躍できる場づくりを支援。

【町（行政）】	
王寺町（政策推進課）	ホームページや広報紙における周知活動を推進。
王寺町（地域交流課）	「雪丸カフェ ポエム」、「雪丸関連グッズ販売」の運営等に対する支援。

【居場所づくりとしてのサロン活動…… みんなで ほっこり】



基本目標 2 地域を支える人づくり

【現状と課題】

ボランティアやNPO、地域活動等への参加意向のある人が活動の機会を得られるよう、情報提供の充実を図るとともに、ボランティア等の支援が必要な人と結びつける仕組みをつくる必要があります。

(1) 人材育成の推進

【取り組みの方向性】

住民、地域、行政それぞれが地域福祉の担い手と考え、地域住民は、地域の活動や行事に積極的に参加しましょう。王寺町社会福祉協議会は、情報提供を通じて福祉人材の確保を行います。また、研修会への参加機会を増やし、新たな人材の育成に努めます。

取り組みの主体 【民間】	主な取り組み内容
地域住民	「様々な養成講座・学習会」への参画。
自治会（自治連合会） 老人クラブ（老人クラブ連合会） 子ども会 婦人会	地域で必要としている「支援」の把握と情報共有。
王寺町社会福祉協議会	手話奉仕員養成講座などの企画開催。町民が参加できる福祉職に関する研修の情報提供。
【町（行政）】	
王寺町（福祉介護課）	「認知症サポーター養成講座」の実施。
王寺町（政策推進課）	まちづくりに関する連携、「地域支援員制度」による情報共有、リーダー育成のための自主研修会の開催等の支援。

(2) ボランティア活動の促進

【取り組みの方向性】

自分にできることをするのが、ボランティアの第一歩です。地域住民は、自分のライフスタイルに応じてボランティア活動に参加しましょう。また、「私は、こんなことができます。」といった声を挙げましょう。

王寺町社会福祉協議会は、福祉、教育、環境、芸術等幅広い分野にわたって、様々なボランティア情報を提供します。

取り組みの主体 【民間】	主な取り組み内容
地域住民 老人クラブ（老人クラブ連合会） 婦人会	ライフスタイルに応じたボランティア活動への参画。
自治会（自治連合会） 子ども会	地域で必要としている「支援」の把握と情報共有。
王寺町社会福祉協議会	ボランティア情報の一元化・情報提供・コーディネート機能強化。
【町（行政）】	
王寺町（保健センター）	住民主体のボランティアによる交流の実施。

(3) 次世代の担い手づくり

【取り組みの方向性】

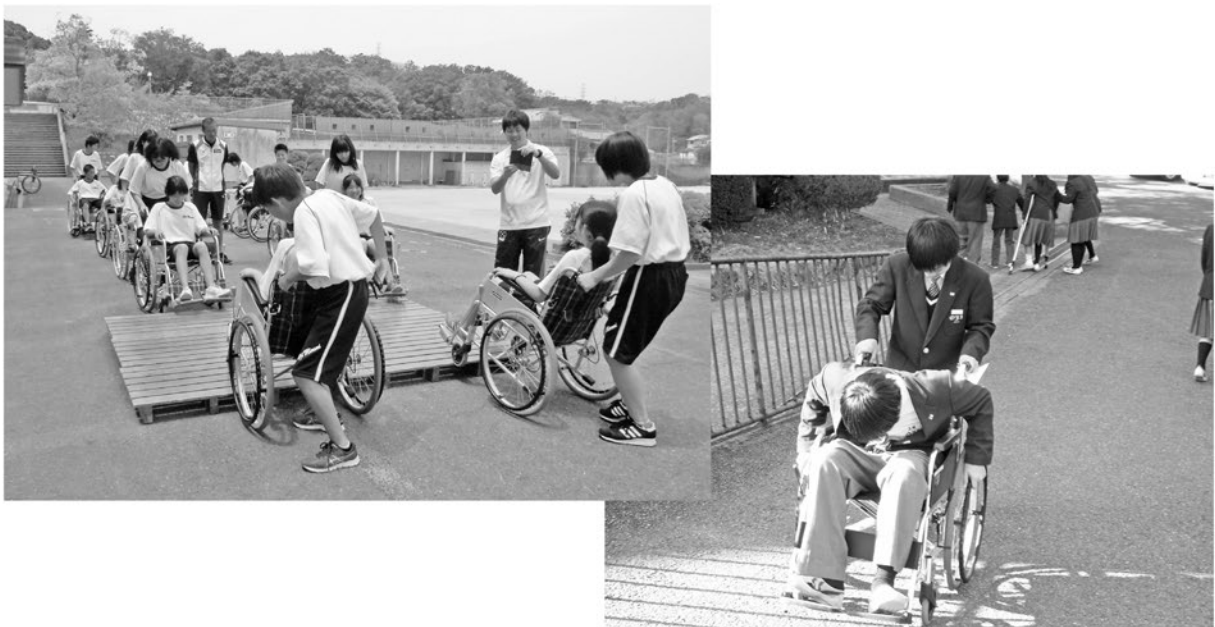
計画策定に向けて、王寺町内の保育園・幼稚園・小中学校での福祉教育の取組状況や課題等を把握するため調査を行った結果、「学校への招待、交流」への取り組みが最も多く、今後の課題として「地域の高齢者等の訪問」、「教員と地域の方々との協力体制」を望まれていることが分かりました。

このことを踏まえて、地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を支援できるよう、学校と地域の連携を支援し、将来、地域とつながりをもった「地域の担い手」に成長してもらえる仕組みをつくっていきます。

取り組みの主体 【民間】	主な取り組み内容
地域住民 婦人会 子ども会 自治会（自治連合会） 老人クラブ（老人クラブ連合会）	ライフスタイルに応じたボランティア活動への参画。 地域での「担い手」を発掘、育成。 学校と連携し、地域を基盤とした福祉教育への協力。
保育園	高齢者との交流、体験学習など福祉教育の推進。
王寺町社会福協議会	車椅子の貸出等、小中学校での福祉教育への協力。 学校と地域が連携した福祉教育が行われるよう支援。

【町（行政）】	
王寺町（生涯学習課）	雪丸サポートスクール、王寺キッズフェスティバルなど 地域への愛着を育てる事業の実施。
王寺町（保健センター）	子育て教室、健診、歯みがき教室、予防接種など子ども たちの成長を支援。
幼稚園・小中学校	高齢者との交流、体験学習など福祉教育の推進。

【体験してみて分かる日常生活の大変さ、福祉教育の大切さ】



基本目標3 助け合い・支え合いのつながりづくり

【現状と課題】

家族形態や働き方の多様化により、地域や身近な人とのつながりが希薄化してきています。年々、ひとり暮らし世帯が増加し、「家族以外に頼れる人がいない」という若い世代の声も挙がっています。顔の見える「回覧板などの紙媒体で情報を得る世代」と、いち早く「電子メールなどの通信媒体で情報を得る世代」が、それぞれの強みを生かし助け合い・支え合うことが、誰もが安心して生活できる地域社会に必要となってきました。

(1) 人権を尊重するまちづくり

【取り組みの方向性】

住民は、一人ひとりの違いを個性として受け入れ、お互いの人格と人権を尊重し、思いやりをもって接することが大切です。そのために、王寺町や各団体では、「人権学習懇談会」や「人権相談」など人権啓発の講演会・学習会を開催しており、これらに参加することで人権を尊重する意識づくりを行いましょう。

取り組みの主体 【民間】	主な取り組み内容
地域住民 自治会（自治連合会） 老人クラブ（老人クラブ連合会） 婦人会 子ども会	お互いを尊重し、思いやりをもって交流する。 認知症高齢者や障害のある人等に対する、権利擁護について理解を深める。
社会福祉協議会	福祉サービス利用援助事業について啓発。

【町（行政）】	
王寺町（住民課）	人権啓発のための講演会、学習会等を実施。
王寺町（福祉介護課）	人権擁護委員による相談事業。 児童や高齢者、障害者等への虐待防止に向けた啓発。
王寺町（生涯学習課）	人権学習懇談会、家庭教育学級を実施。
王寺町（地域交流課）	男女共同参画推進のための講演会や学習会等を実施。
王寺町（保健センター）	「パパママクラス」等による男性の育児参加の推進。



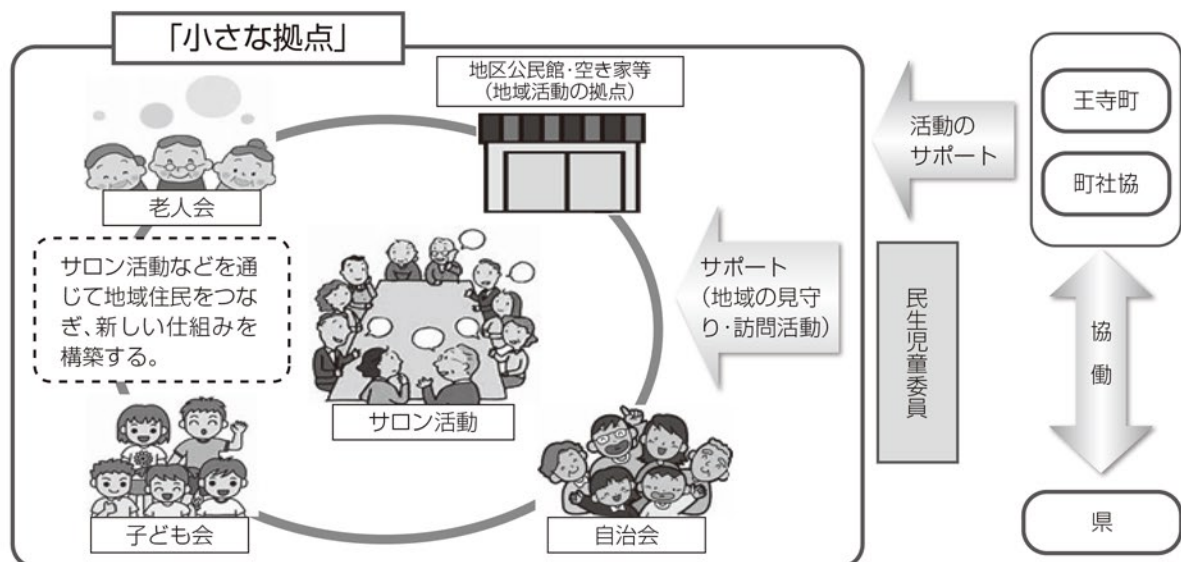
(2) 身近な地域で助け合い、支え合うまちづくり

【取り組みの方向性】

単身世帯の増加や個人情報保護意識の高まり等により、ご近所であっても情報の共有化が難しくなっています。しかし、いざ何かが起こった場合、頼りになるのは「向こう三軒両隣」のご近所力です。「あいさつ+1（プラスわん）運動」を通じて、地域のコミュニケーション力を深め、身近な地域で助け合い、支え合う関係づくりを支援します。

取り組みの主体 【民間】	主な取り組み内容
地域住民	隣近所の人との挨拶・声かけ運動「向こう三軒両隣」のご近所力の強化。
自治会（自治連合会） 老人クラブ（老人クラブ連合会） 婦人会 子ども会	困りごとを抱えた人、支援を必要としている人の早期発見、見守りや声かけなどを実施。
王寺町社会福祉協議会	老人クラブ、身体障害者協会等とそれを支援できる団体とをつなぐ関係づくり。

【町（行政）】	
王寺町（福祉介護課）	町内ケアマネジャーによる見守り活動を実施。 安否確認を兼ねた配食サービスを実施。 「緊急通報装置貸与事業」を実施。 小さな拠点づくり推進事業を実施。
王寺町（生涯学習課）	「あいさつ+1（プラスわん）運動」の推進。



集う場づくり支援

- ・エリア住民の集いの場づくり
- ・サロン活動を通じて住民同士で困りごとを言える雰囲気づくり

相談を受け付ける場

- ・集い、話すことを通じて出てきた地域住民の困りごとを聞く場づくり
- ・ボランティアなどが助け合い、行政との橋渡しをし、困りごとに対応する場づくり

困りごとを支援する場

- ・地域に居る人がお互いに顔見知りになり、助け合い、見守るつながりづくり

(3) 安全・安心確保の仕組みづくり

【取り組みの方向性】

近年、各地で自然災害が続く、地域での防災意識は高まっています。地域住民で組織する「自主防災組織」の活動も活性化し、王寺町では災害時や緊急時に有効な「災害時避難行動要支援者名簿」の整備を行い、自治会による「救急医療情報シート（やわらぎキット）」の普及も行っています。

確かな情報を得るためには、また、情報を活かすためには、住民がよりお互いのことを思いやり、信頼できる関係を築いていくことが重要になってきます。

取り組みの主体 【民間】	主な取り組み内容
地域住民	近所付き合いによる近所の把握、緊急時の避難体制の確認、防災訓練、自主防災活動への参加。 「向こう三軒両隣」のご近所力の強化。 交通安全、防犯を兼ねた高齢者・子ども見守り活動の推進。
自治会（自治連合会）	救急医療情報シート（やわらぎキット）の普及。 見守りや声かけ活動で高齢者、障害のある人の把握。
王寺町社会福祉協議会	災害ボランティア養成講座の啓発・災害ボランティア受入れマニュアル王寺町版の作成と啓発。

【町（行政）】	
王寺町（総務課）	王寺町地域防災計画の周知。
王寺町（福祉介護課）	災害時避難行動要支援者名簿の整備。

(4) 関係機関等との連携の推進

【取り組みの方向性】

子育て課題、認知症課題、消費者被害や未就業による生活困窮など、自分たちの身に起こっても不思議ではない困りごと、悩みごとを抱えたまま地域で孤立することがないように、地域内での情報交換と各種団体の相談窓口で一旦困りごとを受け止め、関係機関で連携して、包括的な視点から適切な支援を行います。

取り組みの主体 【民間】	主な取り組み内容
地域住民	困りごとを抱えた時に相談できる人についての情報収集。
民生児童委員	民生児童委員の活動についてPR。
医療機関	日常、通院にしか外出しない人への地域情報の中継協力。
共同募金委員会	地域福祉活動財源の調達を通じた、福祉課題の理解啓発、福祉意識の醸成。
王寺町社会福祉協議会	ボランティアによる心配ごと相談所の開設。 関係機関、団体との連携強化。

【町（行政）】	
王寺町（保健センター・福祉介護課）	子育て、障害者、高齢者及び生活困窮者の事業について各種関係者と連携。

(5) 権利擁護体制の充実

【取り組みの方向性】

不安や悩みごとを抱えていても、障害があっても、高齢になっても誰もが、住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活できるように支援を行い、また、虐待の早期発見・早期対応ができる体制を強化します。

取り組みの主体 【民間】	主な取り組み内容
地域住民	隣近所の人との挨拶・声かけ運動、福祉サービス利用援助事業生活支援員への登録。
自治会（自治連合会） 老人クラブ（老人クラブ連合会） 婦人会 子ども会	困りごとを抱えた人、支援を必要としている人の早期発見、見守りや声かけなどを実施。
王寺町社会福祉協議会	福祉サービス利用援助事業を推進。生活支援員を確保。
【町（行政）】	
王寺町（福祉介護課）	相談業務を行い、適切な支援機関へつなぐ。 子ども、高齢者、障害者等の虐待防止の早期発見・対応ができる体制強化。

(6) 支援体制の充実

【取り組みの方向性】

多様かつ複雑な生活課題を抱える人に対し総合的な支援を行うため、関係機関が連携・協働する体制が必要です。町社協・福祉介護課の窓口や地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の相談窓口で、住民の悩みごとや困りごとの把握と不安の解消を図り、安心して生活できる環境を整えるための支援体制を充実します。

取り組みの主体 【民間】	主な取り組み内容
地域住民	隣近所の人との挨拶・声かけ運動。
自治会（自治連合会） 老人クラブ（老人クラブ連合会） 婦人会 子ども会	困りごとを抱えた人、支援を必要としている人の早期発見、見守りや声かけなどを実施。
民生児童委員	住民側に立った相談・支援・情報提供のため他機関との情報交換を実施。
王寺町社会福祉協議会	老人クラブ、身体障害者協会等とそれを支援できる団体とをつなぐ関係づくり。
【町（行政）】	
王寺町（福祉介護課・国保健康推進課） 王寺町（保健センター）	関係機関との連携により総合相談支援を実施。 福祉や医療保険、介護保険等の社会保障制度の情報提供。 「すくすく子育て支援センター」による相談支援を実施。





第5章

王寺町社会福祉協議会の基盤強化



第5章 王寺町社会福祉協議会の基盤強化

1. 社会福祉協議会の周知

- 先の「王寺町地域福祉計画」作成時の住民アンケートの結果、王寺町社会福祉協議会の認知度は高くありませんでした。そのため、新たに開設した「王寺町社会福祉協議会ホームページ」を充実させ、「王寺町社協出前講座」などを通じて、王寺町社会福祉協議会の活動について、情報提供を行います。
- 赤い羽根共同募金事業の「募金型自動販売機の設置推進」などを通じて「わかりやすく見える社会福祉協議会」を目指します。
- ひとり暮らし高齢者の集い（春、のどかな集い）、王寺町福祉まつり、歳末たすけあい事業（ひとり暮らし高齢者、準要保護世帯などへの物品の配布を通じた見守り活動）を王寺町社会福祉協議会が行っていることをPRし、社協活動への理解を広げていきます。
- 王寺町広報誌「王伸」に挟み込む形で、「社協だより」を発行します。

2. 事務局体制の強化

- 職場内研修及び外部研修等に参加し、職員の資質向上を図ります。
- 今後の継続的な地域でのサロン活動に対する運営費補助の財源として、安定的な自主財源確保の仕組みづくり（住民や企業などへの働きかけ）に取り組み、組織基盤の強化を図ります。
- 住民の多様なニーズ、孤立や経済困窮のニーズを早期に発見し対応するため、アウトリーチ機能の強化に努めます。
- 将来的にコミュニティ・ソーシャルワーカーや社会福祉士を配置し、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関、団体と連携を強化し、支援を必要とする人を身近な地域で見守ることのできる地域づくりを支援します。
- 多くの住民が、慣れ親しんだ地域で生活をするために、助けを求めている方と何かボランティア活動を始めたい方に、ボランティア団体や活動の情報を提供する（コーディネート）機能を強化するため、ボランティア活動の実態を調査し「地域福祉」の充実に努めます。



第6章

地域福祉活動計画の推進



第6章 地域福祉活動計画の推進

地域福祉活動計画に基づいて、実際に福祉活動を推進する主役は、地域福祉に関わる住民の皆さんです。

本計画では、様々な立場の住民が計画に参画し、地域の特性を踏まえつつ課題の解決に取り組むことを想定しています。

このため、王寺町社会福祉協議会では、本計画の住民への周知に努めるとともに、関係機関と連携して適切な進行管理を図ります。

1. 計画の進行管理

この計画の進行管理については、王寺町総合計画や王寺町地域福祉計画の達成指標を基に、計画の実行、進捗状況の把握、計画の評価と見直しなどについて意見交換し、提案を年度ごとの事業計画に反映させることで、王寺町社会福祉協議会の理事会へ報告します。

2. 計画の周知・広報

- ①地域福祉活動計画を効果的に推進するために、住民への計画の周知に努めます。
- ②本計画を王寺町社会福祉協議会ホームページに掲載します。
- ③地域の住民組織（自治連合会、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会など）へ計画を送付し、定例会などで説明をします。
- ④概要版を作成し、全戸配布します。





資料編



1. 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

社会福祉法人王寺町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この委員会は、王寺町における地域福祉課題を明らかにするとともに王寺町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の役割を明確にし、その活動を計画的に推進していくため「地域福祉活動計画」を策定することを目的に設置する。

(名称)

第2条 この委員会は、王寺町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(委員会の役割)

第3条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定し、本会会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。

(委員の構成)

第4条 委員会は、別表で掲げる委員で組織し、会長が委嘱する。

2 委員会は、より専門的協議を行うために作業部会を設置する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は委員を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があったときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要とするときには、委員以外の者に出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2. 策定委員会委員名簿

区 分	構成団体	氏名
学 識 経 験 者	天理大学	渡 辺 一 城
住 民 関 係 団 体	王寺町自治連合会	井 村 知 次
	王寺町民生児童委員	西 本 隆 男
	王寺町老人クラブ連合会	斧 英 二
	王寺町婦人会（日赤奉仕団）	乾 眞 子
	ボランティアグループ	黒田ゆかり
社会福祉関係団体	NPO 法人	小笠原京子
	王寺町障害者団体	福 西 進
保健医療関係団体	王寺町医師会	竹 田 育 弘
学 校 教 育 関 係	王寺町教育委員	藤 岡 優 子
行 政	王寺町副町長	平 岡 秀 隆
	王寺町住民福祉部	浅 井 克 矢
社会福祉協議会	奈良県社会福祉協議会	山 田 享 子
	王寺町社会福祉協議会	水 野 ゆ か

3. 地域福祉活動計画策定経過

・策定委員会等

開催日	会 議 名	内 容
10/21	第 1 回策定委員会	・委員委嘱 ・地域福祉活動計画策定に係る策定委員会設置について ・委員長・副委員長の選出 ・地域福祉計画について ・地域福祉活動計画について ・地域福祉計画と地域福祉活動計画のちがいについて
11/17	第 2 回策定委員会	・地域福祉活動計画骨子案について
1/26	第 3 回策定委員会	・地域福祉活動計画素案について
3/16	第 4 回策定委員会	・地域福祉活動計画案について ・答申案について
	全戸配付（概要版）	・広報

・団体ヒアリング

開催日	団 体 名	内 容
1/6	どんぐり（子育てママのおしゃべり café）	・現在の活動状況 ・活動上の課題 ・要望等
1/11	サロンやすらぎ	
1/11	老人クラブ連合会	

4. 団体ヒアリング結果

どんぐり(子育てママのおしゃべりcafe)

開催日 平成29年1月6日(金)

☆現在の活動状況

- ・メンバー17名(30～40代……8名、50～60代……9名)
- ・子育て中のママのための交流の場、情報交換の場として第1、第3金曜日に文化福祉センターで開催(H23～)
- ・保健センター事業として毎週金曜日に拡大実施(H28.10～)

☆活動上の課題

- ・毎週になって参加者が減少
- ・今のところ担い手の世代入替えはうまくいっているが、若い世代の担い手が働きながらボランティアを続けるのは難しい

☆要望等

- ・有償ボランティア制度
- ・ボランティアの窓口(情報の一元化、コーディネーター機能)

サロンやすらぎ

開催日 平成29年1月11日(水)

☆現在の活動状況

- ・メンバー21名(60代……11名、70代……9名、80代……1名)
- ・町内3カ所でサロンを開設(文化福祉センター：第2水曜、みその自治会館：第2木曜、片岡の家：第3月曜)
- ・依頼があれば町内各地へ出張サロン

☆活動上の課題

- ・メンバーの高齢化
- ・広報活動や事務を担う人材不足
- ・特に文化福祉センターサロンの参加者が減少
- ・参加者の固定化

☆要望等

- 有償ボランティア制度
- ボランティア活動の窓口を一元化
- 社協の事務所がある文化福祉センターでサロン開設 ⇒ 相談窓口機能があれば参加者にPRできる
- 町の公民館教室やここからカレッジ（保健センター事業）の修了者に社協からボランティア呼びかけ（学んだことを活かしていない）
- 自治会館利用時の無償化

老人クラブ連合会

開催日 平成29年1月11日（水）（役員会・会長会）

☆現在の活動状況

- 会員：36団体、1,887名（H28.4.1現在）
- 各単位クラブでそれぞれクラブ・サークル活動（カラオケ、ヨガ、大正琴、フラダンスなど）や各種行事（食事会、茶話会、健康講座など）を開催
- 連合会としては、老人福祉大会、各種スポーツ大会（グラウンドゴルフ・ゲートボール）、会長研修旅行、ふれあい旅行、囲碁大会などを開催
- 歳末たすけあい募金活動への協力
- 友愛活動（女性部）

☆活動上の課題

- 会員数の減少、高齢化
- 活動資金不足
- 会員対象者の情報が入ってこない
- 地域によって活動に温度差がある

☆要望等

- 対象年齢になれば、加入するシステムづくり
- 自治会館の有効利用（カギの管理・管理者の常駐）
- 他の単位クラブが行っている活動の情報交換

5. 学校における福祉教育（福祉活動）の取り組みに関する調査結果の概要

(1) 取り組み内容（表 1）

取り組みの数で最も多いのは、「学校への招待・交流」、次いで「読み物・ビデオを用いた学習」が多く、「高齢者等への手紙」、「施設の訪問・交流」が同数で続いている。

このうち幼稚園・保育園では、「学校への招待・交流」が多く、小学校では「高齢者等への手紙」、「当事者の講演会」、「学校への招待・交流」、「読み物・ビデオを用いた学習」が多くなっている。また中学校では、「車いす体験」、「高齢者疑似体験」、「アイマスク体験」などの体験学習と「読み物・ビデオを用いた学習」が同数となっている。ています。また、「要支援1・2」で27%あまりとなっています。

表 1

取り組み内容	幼稚園／保育園 年少／年中／年長	小学校 低学年／中学年／高学年	中学校	計
①車いす体験			2	2
②高齢者疑似体験			2	2
③アイマスク体験			2	2
④介護体験			1	1
⑤点字や手話の学習	2	1		3
⑥ボランティア体験		3		3
⑦高齢者等への手紙	1	4	1	6
⑧当事者の講演会		4		4
⑨施設の訪問・交流	3	2	1	6
⑩学校への招待・交流	6	4	1	11
⑪地域の高齢者等の訪問		1	1	2
⑫制度等の学習		1		1
⑬町の探検（バリアフリー調査等）		2	1	3
⑭読み物・ビデオを用いた学習	2	4	2	8
⑮その他				0
⑯取り組んでいない				0

(2) 今後の希望（表 2）

・今後の取り組み内容

今後取り組みたい内容で最も多いのは、「施設の訪問・交流」、「読み物、ビデオを用いた学習」の二つで、次いで「学校への招待・交流」が多く、「地域の高齢者等の訪問」が続いている。

幼稚園、保育園では、「施設の訪問・交流」、「学校への招待・交流」、「読み物・ビデオを用いた学習」が同数で多く、小学校では、「介護体験」や「ボランティア体験」、「地域の高齢者等の訪問」、「制度等の学習」が多くなっている。中学校では、現在の取り組み内容とほぼ同じ結果となっている。

・今後の取り組みに向けての希望

幼稚園、保育園、小学校、中学校とも「学校と地域の方々との協力体制」が最も多く、次いで「他校の取り組み事例の提供」が多くなっており、「教員への福祉や福祉教育についての研修」、「学校外の施設や人などの情報提供」が同数で続いている。

表 2

取り組み内容	幼稚園 / 保育園 年少 / 年中 / 年長	小学校 低学年 / 中学年 / 高学年	中学校	計
①車いす体験		3	2	5
②高齢者疑似体験			2	2
③アイマスク体験		3	2	5
④介護体験		6		6
⑤点字や手話の学習	2			2
⑥ボランティア体験		6		6
⑦高齢者等への手紙	1	3	1	5
⑧当事者の講演会		1		1
⑨施設の訪問・交流	4	4	1	9
⑩学校への招待・交流	4	3	1	8
⑪地域の高齢者等の訪問		6	1	7
⑫制度等の学習		6		6
⑬町の探検（バリアフリー調査等）		3		3
⑭読み物・ビデオを用いた学習	4	3	2	9
⑮その他				0
⑯今後も取り組む予定はない				0

(3) 福祉教育の目的 (表 3)

児童・生徒に伝えたいこと、学んでほしいことは、「相手の立場に立って考えること」が最も多く、次いで「一人ひとりの違いを認める」、「高齢者や障害のある方へのいたわり」の順になっている。

表 3

取り組み内容	幼稚園 / 保育園 年少 / 年中 / 年長	小学校 低学年 / 中学年 / 高学年	中学校	計
①車いすの扱い方などの技術				0
②段差などの不便さ				0
③障害のあることのつらさ	2			2
④高齢者や障害のある方へのいたわり	7	7		14
⑤相手の立場に立って考えること	8	7	2	17
⑥一人ひとりの違いを認める	7	7	2	16
⑦自分のこととして考える力			2	2
⑧その他				0

(4) 地域の方も一緒に学習する取り組みへの考え (表 4)

「必要と思うので、今後取り組んでいきたい」が最も多く、次いで「必要と思うが、取り組むのは難しい」となっている。

表 4

取り組み内容	幼稚園 / 保育園 年少 / 年中 / 年長	小学校 低学年 / 中学年 / 高学年	中学校	計
①必要と思い、取り組んでいる		1		1
②必要と思うので、今後取り組んでいきたい	2	6	2	10
③必要と思うが、取り組むのは難しい	6			6
④必要と思わない				0
⑤わからない				0
⑥その他				0

学校における福祉教育(福祉活動)の取り組みに関する確認票

※記入にあたって

- ・貴校の取り組みに該当する回答を選択し、回答用紙に回答番号のみを記入してください。
- ・選択する回答数は、設問の指示に従ってください。指示の無い設問の回答数は1つです。
- ・「その他」を選択された場合は、内容を回答用紙の()内に簡潔に記入してください。
- ・【学年毎にお答えください】と指定している設問については、回答用紙の該当する学年の設問欄に回答番号を記入してください。

問1：これまで、福祉教育にどのような内容で取り組まれましたか？（複数回答可）

【学年毎にお答えください】

- ①車いす体験 ②高齢者疑似体験 ③アイマスク体験
- ④介護体験 ⑤点字や手話の学習 ⑥ボランティア体験 ⑦高齢者等への手紙
- ⑧当事者の講演会 ⑨施設の訪問・交流 ⑩学校への招待・交流 ⑪地域の高齢者等の訪問
- ⑫制度などの学習 ⑬町の探検(ハリアリ-調査等) ⑭読み物・ビデオを用いた学習 ⑮その他
- ⑯取り組んでいない

問2：今後、どのような内容に取り組みたいですか？（複数回答可）

- ①車いす体験 ②高齢者疑似体験 ③アイマスク体験
- ④介護体験 ⑤点字や手話の学習 ⑥ボランティア体験 ⑦高齢者等への手紙
- ⑧当事者の講演会 ⑨施設の訪問・交流 ⑩学校への招待・交流 ⑪地域の高齢者等の訪問
- ⑫制度などの学習 ⑬町の探検(ハリアリ-調査等) ⑭読み物・ビデオを用いた学習 ⑮その他
- ⑯今後も取り組む予定はない

問3：今後の取り組みに向けてどのようなことを希望されますか？（複数回答可）

- ①教員と地域の方々との協力体制
- ②教員への福祉や福祉教育についての研修
- ③他校の取り組み事例の提供
- ④他校との情報交換の場
- ⑤学校外の施設や人などの情報提供
- ⑥学校外のことで相談できる人
- ⑦福祉教育について学校外の人と話し合う場
- ⑧その他
- ⑨特に希望はない

問4：福祉教育を通じ児童・生徒に伝えたいことや学んで欲しいことは何ですか？

【特に大切と考えられている回答を3つ選択してください。】

- ①車いすの扱い方などの技術 ②段差などの不便さ
- ③障害のあることのつらさ ④高齢者や障害のある方へのいたわり
- ⑤相手の立場に立って考えること ⑥一人ひとりの違いを認める
- ⑦自分のこととして考える力 ⑧その他

問5：福祉教育を児童・生徒だけでなく、地域の方も一緒に学習する取り組みにしていくことを
どう考えられますか？

- ①必要と思い、取り組んでいる
- ②必要と思うので、今後、取り組んでいきたい
- ③必要と思うが、取り組むのは難しい
- ④必要と思わない
- ⑤わからない
- ⑥その他

*以下の設問は、自由記述です。回答用紙の枠内に何なりと記入してください。

問6：福祉教育の課題としてお感じになっていることがあれば、お書きください。

問7：課題を解決する方法として考えられることがあれば、お書きください。

問8：王寺町社会福祉協議会では、児童・生徒のボランティア体験や自治会単位での住民の方への
福祉学習など、地域福祉活動に取り組んでいます。今後、福祉教育を進めるうえで、王寺町
社会福祉協議会に求められることがあれば、お書きください。

《ご協力ありがとうございました。》

6. 王寺町地域福祉活動計画の策定に関する諮問書・答申書

(1) 諮問書

王社協 第27-1号
平成28年10月21日

王寺町地域福祉活動計画策定員会
委員長 渡辺 一城 様

王寺町社会福祉協議会
会長 平井 康之

王寺町地域福祉活動計画策定について（諮問）

このことについて、標記計画を策定するに際し、貴策定委員会の
意見を求めます。

(2) 答申書

社会福祉法人
王寺町社会福祉協議会
会 長 平井康之 様

平成 29 年 3 月 16 日

王寺町地域福祉活動計画策定委員会
委員長 渡辺一城

王寺町地域福祉活動計画の策定に関する答申書

当策定委員会は、平成 28 年 10 月 21 日付けで、諮問を受け「王寺町地域福祉活動計画」の策定について取り組み、本日まで 4 回にわたり会議を開催し検討・審議を重ねてまいりました。

その背景は、平成 27 年度に行政計画である地域福祉計画が策定され、基本理念、基本目標が定められたこと、その目標を達成するには、これまで以上に、多様な住民・民間団体、社会福祉協議会の連携した取り組みが求められているところです。

このような状況のもと、今回の計画は、住民・民間団体等それぞれが自ら取り組み、その取りまとめ役、誘導役としての社会福祉協議会の強化を基本として策定しましたので、これらの内容を踏まえ、我々が、地域で活動することで、「みんなにやさしく わらい顔があふれ らいふステージにあった やわらぎのまちづくり～ぎゅっとつながるまち おうじ～」が実現できるよう、次のとおり答申します。

「王寺町地域福祉活動計画」答申の基本的事項

1. 答申に至る経緯について

社会福祉法人王寺町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱に基づき、学識経験者・住民関係団体・社会福祉関係団体・保健医療関係団体・学校教育関係・行政・社会福祉協議会という様々な立場の委員によって構成された14名により組織された「王寺町地域福祉活動計画策定委員会」を開催。

第1回地域福祉活動計画策定委員会

- 社会福祉法人王寺町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱第4条第1項に基づき、委員に委嘱状交付。
- 同要綱第5条により、私、渡辺が委員長となり、副委員長を井村委員に決定。
- 事務局より、「地域福祉計画について」、「地域福祉活動計画について」、「地域福祉計画と地域福祉活動計画のちがいについて」、また策定委員会開催の今後の予定について説明。

第2回地域福祉活動計画策定委員会

- 事務局より「地域福祉活動計画骨子案」について説明。
- 主に、「第4章目標達成のための取り組み」に係る各所属団体の活動内容の現状・課題について審議。
- 「第3章王寺町社会福祉協議会の現状と課題」について審議。
- 「第5章王寺町社会福祉協議会の基盤強化」について審議。

第3回地域福祉活動計画策定委員会

- 事務局より「地域福祉活動計画素案」について説明。
- 主に、「第4章目標達成のための取り組み」に係る各所属団体の活動内容の現状・課題と「連携」による課題克服の仕組みについて審議。

第4回地域福祉活動計画策定委員会

- 前回の審議内容を踏まえた「地域福祉活動計画素案」の修正等について事務局より説明の後、「王寺町地域福祉活動計画」案を決定。

2. 王寺町地域福祉活動計画の目指す方向性について

○ふれあい、生きがいをもてる居場所づくり

様々なひととのふれあいや交流をもてる居場所づくりが重要です。特に現在、地域の公民館、自治会館や集会所などを利用した「サロン」活動が進められており、王寺町総合戦略でも、平成31年度末でサロンの開催箇所数を20箇所の開催、参加者数延べ4,300人達成を重要業績評価指標(KPI)に設定されていますが、サロン活動のなお一層の充実が求められます。また、社会福祉協議会がサロンの開設・運営に際し様々な方法を用いて支援されることを期待します。

○地域を支える人づくり

地域における活動を支える人づくりが重要であり、特にボランティア活動がこれまで以上に推進されることが求められます。これには、情報提供機能などの充実が必要ですが、他にも例えば老人クラブ、婦人会、クラブ・サークル、学校、福祉作業所等が、地域の公民館、自治会館や集会所を利用した発表会・展示会などのイベントに企画者あるいは特技ボランティアとして参画するなど運営方法を工夫することで、日頃の活動成果を披露するだけでなく、そのイベントが地域との交流やつながり、参加した住民が自分でもできるボランティアを発見してもらえる機会となることが期待されます。

さらに、団体のボランティア活動だけでなく個人ボランティア活動の推進、これらをコーディネートする機能や仕組み、またそれを担う人材を育成することが求められます。

○助け合い・支え合いのつながりづくり

困ったときに助け合い、支えることができるつながりづくりが重要です。特に、困りごとの当事者になったとき、助け合えるのは「向こう三軒両隣」のご近所力です。王寺町では既に「あいさつ+1運動」が実施されていますが、こうした運動を通じて、なお一層コミュニケーションが深まることを期待します。

また、町や自治会、社協などが開催するイベントを、住民が参加することで互いに「見たことある人」から「話したことのある人」へ一歩進んだ関係になるような機会とすることが必要であり、そのような企画運営が求められます。

3. 意見

「王寺町地域福祉活動計画」は、王寺町で暮らす、すべての住民が、それぞれの立場で参加・行動するための計画です。

当策定委員会といたしましては、より多くの住民が、地域福祉の担い手になって活動することを希望するものです。

また、以下の点について、意見を付して答申といたします。

(1) 取り組み推進にあたっての協働および計画の周知・啓発

本活動計画の取り組み推進にあたっては、地域住民、地域組織、関係機関・団体などと協働して実施していただきたい。またそれを実現するために、本活動計画の周知・啓発に努めていただきたい。

(2) 計画の進行管理および見直し

本活動計画の推進にあたっては、住民ニーズに的確に対応していくため、社会情勢を踏まえ、定期的な点検および見直しが必要であるので、進行管理体制の充実に努めていただきたい。

(3) 事務局体制の充実

コミュニティソーシャルワーカーなどの専門職員の配置を含めて、住民ニーズに対応できる相談支援体制の充実に努めていただきたい。

7. 用語説明

※地域福祉を推進するために、王寺町が独自に取り組んでいる活動には「☆」を付けています。

あ行	
あいさつ+1 (プラスわん)運動(☆)	平成 27 年度より、地域のコミュニケーションを深める取組として展開している運動。いつもの「あいさつ」にもう一声添えることにより、親近感や連帯感を生み、見守りや防犯、事故防止につなげることを目指している。
アウトリーチ	支援を必要とする状況にありながら自発的に援助を求めている人に対するアプローチの方法で、専門家側から地域に積極的に出て利用者と対面し、潜在的なニーズを表に出せるよう援助すること。
赤い羽根共同募金	1947 年「国民たすけあい運動」としてスタートした地域福祉推進を目的とした募金運動である。集められた寄付金は、実施主体である都道府県共同募金会によって県内民間社会福祉活動の資金として助成される。奈良県では奈良県共同募金会が実施主体であり、王寺町社会福祉協議会では、一人暮らし高齢者などの見守り活動などの資金として活用している。
NPO	「Non-profit Organization」の略で、非営利組織の意味。医療、福祉、環境、文化、芸術、まちづくり、国際協力等の分野において営利を目的とせず、社会的使命を意識して活動する民間の組織のこと。特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した法人をNPO法人（特定非営利活動法人）と呼ぶ。
王寺キッズ フェスティバル (☆)	文化、芸術とふれあい、感動を覚え、子どもの豊かな心を育むため、演劇や演奏会を開催する取組のこと。
か行	
救急医療情報シート (やわらぎキット) (☆)	医療情報を記入する用紙「救急医療情報シート」に緊急連絡先や医療行為を受ける際に必要な、「持病」、「かかりつけ医療機関」、「服薬」などの情報を記入して冷蔵庫の扉に貼付し、救急隊員が救急活動に必要と判断した場合に活用する。

緊急通報装置貸与事業	ひとり暮らし等の高齢者に対し緊急通報装置を貸与することにより、緊急時の連絡手段を確保し、急病、災害等の緊急事態における迅速かつ適切な対応を図るための事業のこと。
ケアマネジャー	介護支援専門員のこと。介護保険法に位置づけられた職種であり、要介護者または要支援者からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるように、市区町村、サービス事業者等との連絡調整等を行う。
権利擁護	自己の権利や必要とする援助を表明することが困難な高齢者や障害者等に代わり、権利や必要な援助の獲得を行うこと。また、援助を必要とする人の自己決定に基づく選択を支援するために必要な情報提供を行うこと。
子育て広場（すくすく広場・どんぐり）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のこと。
子ども食堂	地域のボランティアが子どもやその親などを対象に、安い価格や無料で食事や居場所を提供する民間の取り組み。王寺町でも平成 29 年度より、子どもの居場所づくりを目的に子ども食堂を開設するボランティア団体を支援。
コミュニティー・ソーシャルワーカー	地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりする者。
さ行	
災害ボランティアセンター	主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。
災害時避難行動要支援者	ひとり暮らしの高齢者や要介護者、障害者等、災害時に自力での避難が難しいと思われる人のこと。王寺町では満 75 歳以上の一人暮らし高齢者や、介護保険の要介護認定 3～5 の認定を受けている人、身体障害者手帳 1・2 級の所持者、療育手帳 A 判定の所持者、精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者、その他町長が必要と認める人を要支援者としている。

在宅介護支援センター	在宅の高齢者やその家族からの在宅生活・介護等に関する総合的な相談に応じ、必要とする保健・医療・福祉・介護等の支援・サービスを円滑に受けられるように、24 時間体制で関係行政機関、サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行う機関のこと。
サロン活動	同世代や世代間の交流の場として、また居場所づくりとして開催する活動のこと。王寺町ではボランティアの協力を得ながら、おしゃべりやレクリエーション等を通じて仲間づくりや生きがいづくりを支援している。要望に応じて自治会等へ出向き、出張サロンも開催している。
自主防災活動	災害時に効果的な活動ができるように、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うこと。そして、地域住民が防災に関する正しい知識を有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すこと。
準要保護児童生徒	生活保護に準ずる程度に困窮し、小・中学校への就学のための援助が必要と認められる世帯の児童生徒のこと。
障害者就業・生活支援センター	障害者や難病患者等に対し、基礎訓練、職場実習の機会の提供を含む就職支援や職場定着支援及び生活支援を行う。西和圏域は国と奈良県より委託を受けた、なら西和障害者就業・生活支援センター「ライク」の支援担当地域となっている。
心配ごと相談所	王寺町役場の会議室を借りて、原則第 1 から第 4 週までの月曜日に相談所を開設し、広く住民の日常生活上の相談に応じ、適切な助言・援助を行う。
成年後見制度	認知症の症状のある人、知的障害者や精神障害者等判断能力が十分でない人が、契約や財産管理等の法律行為を行うことが困難な場合、後見人・補佐人・補助人を選任することにより、これらの人の権利と尊厳を守り、不利益から守る制度のこと。また、将来に備えあらかじめ自ら選んだ代理人と代理権を与える契約を結んでおくことも可能である。
総合相談支援	高齢者の生活や介護等に関する幅広い相談を受け付け、高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態を把握し、各機関と連携しながら必要な支援を行うこと。

た行	
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。
地域支援員制度	地区自治連合会の会議に出席し、町の主要施策、計画等の情報を知らせ、地域の課題や要望等を伺い地区自治連合会と行政との連絡調整を行う。また、地域支援員連絡会議において地区自治連合会から持ち帰った課題の検討、意見交換、要望事項について協議を行い、町全体の調整を図る。
地域包括支援センター	高齢者の介護予防の拠点としての役割のほか、総合相談・虐待防止・権利擁護にかかる支援機能、ケアマネジャー等高齢者やその家族の相談支援を担う専門職に対する支援機能等、高齢者が住み慣れた家庭や地域において、安心して生活していくための支援やサービスの提供を行う中核機関で、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師や経験のある看護師が配置されている。王寺町では、王寺町役場福祉介護課内に設置している。
小さな拠点づくり推進事業	基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動をつなぎ、新しい地域運営の仕組みを作ろうとする取組のこと。王寺町では、特にサロン活動など小地域福祉活動が行われる場所としても位置づけしている。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人等親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、経済的、精神的、性的暴力も含む。
な行	
なないろサーカス団	王寺町内にある特定非営利活動法人であり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、アート教室事業、交流スペース提供事業を行っている。
認知症サポーター	厚生労働省が展開する「認知症を知り地域をつくる」キャンペーンにおいて、「認知症サポーター養成講座」を受講・修了し、認知症に関する正しい知識と理解を身に付けた人のこと。認知症の人とその家族を見守ることに加え、まちづくりを担う地域のリーダーとしての役割も期待されている。

は行	
パパママクラス	沐浴体験を中心に育児体験を行う。また、妊娠・出産に関する話を聞いたり、口腔ケアや健康な食事について学ぶ。妊婦とその夫もしくは家族を対象に、年3回王寺町保健センターにて開催している。
福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	奈良県社会福祉協議会とともに、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人で、契約内容を理解し意思確認できる人に、福祉サービスの利用に関する情報提供・助言・手続きの援助、日常的な金銭管理、福祉サービスの利用料や公共料金の支払いなどの援助を行い、地域において自立した生活を支援する事業。
福祉作業所ポエム	王寺町内にある特定非営利活動法人で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護支援事業を行っている。
ま行	
民生児童委員	厚生労働大臣の委嘱により、社会福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援や情報提供を行う。また、福祉関係者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力するほか、住民福祉の増進を担う。
や行	
やわらぎトラスト(☆)	生涯スポーツ促進事業の一環として、同世代や世代間交流を通じた健康づくりや体力づくり、生きがいづくりを推進するため、エクササイズやヨガ、卓球、体操、ダンスなど多彩な教室を提供している。
雪丸カフェ ポエム(☆)	平成27年10月に町地域交流センター（りーべる王寺東館5階）にオープンした。障害者の就労を支援するとともに、町のにぎわい創出を目指している。
雪丸サポートスクール（「寺子屋塾」事業）(☆)	地域の経験豊富な人材を活用し、放課後や長期休業中等に児童一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図るとともに、地域教育力の強化を目指している。

ら行	
ライフステージ	人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期等に区切った、それぞれの段階のこと。



第1期王寺町地域福祉活動計画

発行年月 平成29年3月

発 行 社会福祉法人王寺町社会福祉協議会

〒636-0021

奈良県北葛城郡王寺町畠田9丁目1608番地

電話 0745-33-0294 FAX 0745-73-6333

E-mail ouji-shakyo@forest.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.shakyo.or.jp/hp/index.php?s=1269>

みんなにやさしく わらい顔があふれ
らいふステージにあった やわらぎのまちづくり



YUKIMARU
OJI

～ゆつとつながるまち おうじ～